

令和7年度 豊山町成年後見センター 事業計画（案）

資料 4

事 項	説 明	目 標
普 及 ・ 啓 発	町民及び関係機関等に対して、豊山町成年後見センター及び成年後見制度についての普及啓発に努める。	
	広報誌・ホームページに制度説明や関連行事について掲載する。 パンフレットを活用して普及啓発をすすめる。	通 年
	民生委員児童委員協議会、ケアマネ会議、障害者支援協議会、関係事業所等から、成年後見制度の利用を必要とする人の発見につながるような情報を獲得できるよう連携を図る。	通 年
	フェスティバルやイベント等で相談コーナーを設置し、また出前講座を開催するなど普及啓発をすすめる。	適 宜
相 談 対 応	関係機関と連携して、他の行政施策も活用しながら相談対応し、成年後見制度の適切な利用支援に努める。	
	適切に相談に応じる。必要に応じて関係機関と連携を図って対応する。	通 年
	弁護士による無料法律相談会を開催する。 住民からの相談また関係事業者等からの相談にも対応して、相談会の有効活用を図る。 相談会の機会を適宜活用してもらえよう、住民及び関係事業者等へ周知に努める。	毎 月
会 議 の 開 催	制度の適切な利用及び利用者等への適切な対応に向けて、関係会議を効果的に開催する。	
	運営協議会：センター事業の運営を監督するとともに、関係機関の連携強化を図る。	年 2 回
	受任調整会議：関係機関が連携して、制度が適切に利用されるよう審議を行う。	年 4 回
	チーム会議：支援が必要な人の情報交換、個別事案の支援策を検討する。	適 宜
研 修 会 等	研修会に参加して、関係機関とともに成年後見制度について理解を深める。 成年後見・人権擁護・虐待等にかかる関係会議に参加する。 関係者向けの研修会、勉強会を開催する。	適 宜
そ の 他	県社協や近隣の成年後見センターの状況を参考にしながら研究する。	適 宜